

麻生区剣道連盟二級以下（格付け含む）審査実施及び運用要領

麻生区剣道連盟二級以下審査要綱第5条による実施要領は、以下のとおりとする。

1 格付けの付与

(1) 小学3年生以下（剣道具の着装は無し）

基本技を行う

【基本技】

正面打ち、連続技（小手・面打ち）を各2回、切り返しを行う。切り返しは、往復2回（正面打ちの後、左右面を前進4本、後退5本、正面打ちの順に2往復行い、最後の正面打ちは2回）行う。

元立ちは、切り返しを面で受けることとする

(2) 小学4年生以上（剣道具（小手・面・胴・垂）を着装）

基本技及び実技を行う

【基本技】

(1) に準じて行い、元立ち、掛け手を受審者交互に行い、元立ちは、切り返しを竹刀で受けることとする

【実技】

立合い形式を2回行う

ただし、要綱第3条5(2)に規定（小学4年生以上で剣道具未着装）する受審者については、上記(1)に準じ基本技のみを行う。

2 昇級審査（格付け含む）

(1) 各級における技量の目安は次のとおりとする

○ 八級・七級（未就学・小学1年生以上）

- ・ 剣道衣の着装（手伝い可）、礼法が概ねできる
- ・ 構え、正面打ち、小手面打ち、切り返しにおいて打突部位を正しく発声し、形式的に動作ができる

○ 六級（小学2年生以上）

- ・ 剣道衣、剣道具の着装（手伝い可）、礼法が概ねできる
- ・ 構え、正面打ち、小手面打ち、切り返しにおいて打突部位を正しく発声し、形式的に打突部位を打つことができる（格付け）
- ・ 対人稽古において、正しく発声し、形式的に打突部位を打つことができる

○ 五級（小学3年生以上）

- ・ 剣道衣、剣道具の着装（手伝い可）、礼法が概ねできる

- ・ 構え、正面打ち、小手面打ち、切り返しにおいて、打突部位を正しく発声し、概ね打突部位を打つことができる（格付け）

- ・ 対人稽古において、正しく発声し、概ね打突部位を打つことができる

○ 四級（小学4年生以上）

- ・ 剣道衣、剣道具の着装ができ、礼法もできる
- ・ 対人稽古において、正しく発声し、打突部位を打つことができる

○ 三級（小学5年生以上）

- ・ 剣道衣、剣道具を正しく着装でき、礼法も正しくできる
- ・ 対人稽古において、正しく発声し、打突部位を正しく打つことができる
- ・ 一連の動作として、残心まで正しくできる

○ 二級（小学6年生以上）

- ・ 剣道衣、剣道具を正しく着装でき、礼法も正しくできる
- ・ 対人稽古において、正しく発声し、踏み込みと打突が一致し、打突部位を正しく打つことができる
- ・ 一連の動作として、残心まで正しくできる

(2) 実技

六級以上の受審者は、立合い形式を2回行う

(3) 木刀による剣道基本技稽古法

二級・三級の実技合格者は、木刀による剣道基本技稽古法の審査を行う

ア 二級実技合格者：基本1から基本6まで

イ 三級実技合格者：基本1から基本4まで

※ 元立ち、掛け手は受審者交互に行う

3 元立ちの指名

審査委員長は、小学3年生以下及び要綱第3条5(2)に規定（小学4年生以上で剣道具未着装）する格付け受審者の元立ちを高学年の受審者の中から適任者を指名することができる。

付則1 本要領は、2025年9月1日から施行する